

NCCU NEWS

近畿総支部のみなさんへ

1月号

近畿総支部第202号
 2019年1月16日発行
 UAゼンセン 日本介護クラフトユニオン
 発行人 近畿総支部長 竹中 哲郎
 編集人 近畿総支部次長 柴田 光
 連絡先 大阪市淀川区西中島 6-8-20 花原第7ビル3階
 NCCU西日本事務所
 TEL 06-6305-9381 FAX 06-6305-9382

2019年 今年もよろしくお願ひいたします！

2019年ももう2週間が過ぎました。お正月を忙しく過ごされた方も、ゆっくり日頃の疲れを癒された方も改めて、あけましておめでとうございます。本年も変わらずよろしくお願ひいたします。

さて、今年は「平成最後の年」と言う事でテレビなどでは色々な振り返り企画などもされておりますが、今年は介護業界にとっても色々変わる大事な年です。

例えば、改正入国管理法によって、外国人労働者（5～6万人を見込んでいる）が介護の現場に入ってきたり、10月の消費税アップに伴う、介護職員（特に勤続10年以上の介護福祉士）のさらなる処遇改善が始まったり、と色々な面で変化があります。（消費税アップに伴う限度額の変更やサービス単価の変更もありますね）そんな中、私たちは力を合わせて声を上げたり、活動に移していかなければ行けないのかも知れません。介護の業界全体を発展させるには今後も皆さんの活動への参加が重要になりますのでよろしくお願ひいたします。

（でも、堅苦しいことばかりでは楽しくありませんので、各県の支部単位では楽しめる企画を今年もやります！！）



かんばろう！



かんばろう！



今後の支部イベント予告

兵庫支部・・・2月3日：セミナー&スイーツづくり体験（現在募集中！！）

大阪支部・・・4月6日：ミュージカル観劇（2月配信予定！！）

奈良支部・・・3月イチゴ狩りツアー（予定）（2月配信予定！！）

和歌山、滋賀、京都支部・・・鋭意調整中！！

「田村 まみ」さんへの支持者カードおよび応援色紙への記入ありがとうございました。引き続き、記入活動は継続していきますので、是非「田村 まみ」を覚えて応援しましょう！



労働法制改正のポイント③

年次有給休暇の年5日取得の義務化

これまで、有給休暇を取得する際は自らが申し出なければ取得できませんでしたが、4月からは年間10日以上の有給が付与される方について、取得日から1年以内に最低5日間は取得しなければならなくなります。（自分から取得しなければ企業が5日間に有給休暇を取らせなければなりません）